

日本中央競馬会における職員の給与等の支給の基準

日本中央競馬会は、日本中央競馬会の職員の給与及び退職手当（以下「給与等」という。）の支給の基準を、次のとおり定める。

1 基本的な考え方

職員の給与等の支給の基準を定めるにあたっては、以下の点を基本的な考え方とする。

- (1) 職員の給与等は、各職務に必要とされる能力、職責及び勤務成績等に応じたものであること。また、勤務条件及び生計費等も考慮すること。
- (2) 職員の給与等は、勝馬投票券の売上・利益等の業績を勘案するとともに、日本中央競馬会の適切な事業運営及びお客様サービスの維持・向上を図るために必要な人材を確保する上で十分競争力のあるものとし、人材確保面で競合関係にある民間企業等における、そうした人材の処遇の実情をも勘案すること。また、職員の給与については、役員の給与との均衡を考慮すること。
- (3) 日本中央競馬会は、競馬法（昭和 23 年法律第 158 号）及び日本中央競馬会法（昭和 29 年法律第 205 号）に基づき設立された特殊法人であることにかんがみ、効率的に業務を運営し中央競馬事業を安定的に発展させていくため、職員の給与等について、その総額を含めて適正かつ効率的なものとなるよう配慮すること。

2 給与

給与は、本俸及び諸手当からなるものとする。

(1) 本俸

本俸は、職種別の俸給表により、各職務の複雑、困難及び責任の度合いに応じて支給する。

(2) 諸手当

諸手当は、家族手当、住居手当、時間外勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、役付手当、管理専門職臨時緊急勤務手当、特別調整手当、特別都市手当、単身赴任手当、寒冷地手当、特別手当及び業績加給とする。ただし、外国勤務者にあつては、在勤手当、家族手当、特別手当及び業績加給とする。

ア 家族手当は、扶養親族を有する者に支給する。ただし、役割加算手当の支給を受ける管理職には、支給しない。

- イ 住居手当は、舎宅以外の借間・借家に居住し家賃を支払っている者及び自家に居住する者に支給する。
- ウ 時間外勤務手当は、正規の勤務時間外、休日又は深夜に勤務した者に支給する。ただし、役割手当及び専門技術役付手当の支給を受ける管理職には、深夜に勤務した場合を除き、支給しない。
- エ 宿日直手当は、宿直又は日直の勤務を行った者に支給する。
- オ 特殊勤務手当は、著しく危険又は特殊な勤務に従事した者に支給する。
- カ 役付手当は、役職に応じて管理職に支給する。役付手当は、役割加算手当及び専門技術役付手当とし、役割加算手当は役割手当及び役職手当に区分する。
- キ 管理専門職臨時緊急勤務手当は、臨時又は緊急の必要により休日に勤務した役割加算手当の支給を受ける管理職に、理事長が特に必要と認めた場合に限り支給する。
- ク 特別調整手当は、職務の複雑・困難の度又は勤務条件が同じ職務の級に属する他の職員に比して著しく特殊な者に支給する。ただし、役割加算手当の支給を受ける管理職には、支給しない。
- ケ 特別都市手当は、賃金水準、物価、生計費等の高い地域に在勤する者に支給する。ただし、役割加算手当の支給を受ける管理職には、支給しない。
- コ 単身赴任手当は、勤務地を異にする配置換等に伴い、やむを得ない事情により単身生活となった者に支給する。
- サ 寒冷地手当は、北海道その他寒冷の地域に在勤する者に対し10月に支給する。
- シ 特別手当は、毎年2回以内において支給することがある。
- ス 業績加給は、日本中央競馬会の業績が好調であると認められる場合に、支給する。
- セ 在勤手当は、外国に在勤する者に対し、勤務地及び家族状況等に応じて支給する。

3 退職手当

退職手当は、職員が1年以上在職した後退職したとき又は在職中死亡したときに、退職時又は死亡時の本俸に、在職期間に応じた支給率を乗じて算出した額を支給する。なお、退職事由により退職手当の額を加算し、又は在職中に顕著な功労があった者には特別退職手当を支給することがある。ただし、在職中に非違行為による免職事由に該当する行為があった者に対しては、退職手当の全部又は一部を支給しないことがある。

4 給与等の支給額等の決定及び開示

- (1) 2及び3の給与等の支給額及び支給割合等に係る規定は、経営委員会の議決を経て理事長が定める。
- (2) (1)で定めた給与等の支給額及び支給割合等に係る規定は、速やかに公表するものとする。

(参考)

職員の給与等の支給額、支給割合等

(令和3年5月1日現在)

1 給与

(1) 本俸

本俸は、次の俸給表により支給する。ただし、在勤基本手当の支給を受ける外国勤務者には、本俸月額100分の20相当額を支給しない。

総合職Ⅰ俸給表

号俸	1級	2級	3級	4級	5級
	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額
	円	円	円	円	円
1	218,600	267,800	331,000	530,400	650,400
2	223,200	273,100	337,200	535,200	653,800
3	227,800	278,400	343,400	540,000	657,200
4	232,400	283,700	349,600	544,800	660,600
5	237,000	289,000	355,800	549,600	664,000
6	241,400	294,300	362,000	554,400	667,400
7	245,800	299,600	368,200	559,200	670,800
8	250,200	304,900	374,400	564,000	674,200
9	254,600	310,200	380,600	568,800	677,600
10	259,000	315,400	386,800	573,600	681,000
11	263,400	320,600	392,900	578,400	684,400
12	267,800	325,800	399,000	583,200	687,800
13	272,100	331,000	405,100	588,000	691,200
14	276,400	336,200	410,500	592,800	694,600
15	280,700	341,400	415,900	597,600	698,000
16	285,000	346,600	421,300	602,400	701,400
17	289,300	351,800	426,700	607,200	704,800
18	292,100	355,000	432,100	612,000	708,200
19	294,900	358,200	437,500	616,800	711,600
20	297,700	361,400	442,800	621,600	715,000
21	300,500	364,600	448,100	626,400	718,400
22	302,400	367,800	453,400	631,200	721,800
23	304,300	371,000	458,700	636,000	725,200
24	306,200	374,200	464,000	640,800	728,500
25	308,100	377,400	469,300	645,600	731,800
26	310,000	379,900	473,300	650,400	735,100
27	311,900	382,400	477,300	655,200	738,400
28	313,800	384,900	481,300	658,000	740,300
29	315,700	387,400	485,300	660,800	742,200
30	317,600	389,900	489,300	663,600	744,100
31	319,500	392,400	493,300	666,400	746,000
32	321,400	394,900	497,300	669,200	
33	323,300	397,400	501,300	672,000	
34	325,200	399,900	505,300	674,800	
35	327,100	402,400	509,300	677,600	
36	329,000	404,900	513,300	680,400	
37	330,900	407,400	517,300	683,200	
38	332,800	409,900	519,300	686,000	
39	334,700	412,400	521,300	688,800	
40	336,600	414,900	523,300	691,600	
41	338,500	417,400	525,300		
42	340,400	419,900	527,300		
43	342,200	422,400	529,300		

44	344,000	424,900	531,300		
45	345,800	427,400	533,300		
46	347,600	429,400	534,800		
47	349,400	431,400	536,300		
48	351,200	433,400	537,800		
49		435,400	539,300		
50		437,400	540,800		
51		439,400	542,300		
52		441,400	543,800		
53		443,400	545,300		
54		445,400	546,800		
55		447,400	548,300		
56		449,400	549,800		
57		451,400	551,300		

備考) この表は、施策の企画立案、調整、調査研究その他これらに類する職務に従事する職員に適用する。

総合職Ⅱ俸給表

号俸	1 級	2 級B	2 級A	3 級	4 級
	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額
	円	円	円	円	円
1	178,500	255,400	318,500	326,000	178,500
2	181,600	258,700	321,900	329,900	181,600
3	184,700	262,000	325,300	333,800	184,700
4	187,800	265,300	328,700	337,700	187,800
5	190,900	268,600	332,100	341,600	190,900
6	194,000	271,900	335,500	345,500	194,000
7	197,100	275,200	338,900	349,400	197,100
8	200,200	278,500	342,300	353,300	200,200
9	203,000	281,800	345,700	357,200	203,000
10	205,800	285,100	349,100	361,100	205,800
11	208,600	287,900	352,500	365,000	208,600
12	211,400	290,700	355,900	368,900	211,400
13	214,100	293,500	359,300	372,800	214,100
14	216,800	296,300	362,700	376,700	216,800
15	219,500	299,100	366,100	380,600	219,500
16	222,200	301,900	369,500	384,500	222,200
17	224,900	304,700	371,900	387,900	224,900
18	227,600	307,500	374,300	391,300	227,600
19	230,300	310,300	376,700	394,700	230,300
20	233,000	313,100	379,100	398,100	233,000
21	235,700	315,900	381,500	401,500	235,700
22	238,300	318,700	383,900	404,900	238,300
23	240,900	321,500	386,300	408,300	240,900
24	243,500	324,300	388,700	411,700	243,500
25	246,100	327,100	390,700	415,100	246,100
26	248,700	329,900	392,700	418,500	248,700
27	251,300	332,600	394,700	421,900	251,300
28	253,900	335,300	396,700	425,300	253,900
29	256,500	338,000	398,700	428,700	256,500
30	259,100	340,700	400,700	431,100	259,100
31	261,700	343,100	402,700	433,500	261,700
32	264,300	345,500	404,700	435,900	264,300
33	266,900	347,900	406,700	438,300	266,900
34	269,500	350,300	408,700	440,700	269,500
35	272,100	352,700	410,700	443,100	272,100
36	274,700	355,100	412,700	445,500	274,700
37	277,300	357,500	414,700	447,900	277,300
38	279,900	359,900	416,700	450,300	279,900
39	282,500	362,300	418,700	452,700	282,500
40	285,100	364,700	420,700	455,100	285,100
41	286,700	367,100	422,700	457,500	286,700
42	288,300	369,500	424,700	459,900	288,300

43	289,900	370,700	426,700	462,300	289,900
44	291,500	371,900	428,700	464,700	291,500
45	293,100	373,100	429,700	467,100	293,100
46	294,700	374,300	430,700	469,500	294,700
47	296,300	375,500	431,700	471,900	296,300
48	297,900	376,700	432,700	474,300	297,900
49	299,500	377,900	433,700	476,700	299,500
50	301,100	379,100	434,700	478,100	301,100
51	302,700	380,300	435,700	479,500	302,700
52	304,300	381,500	436,700	480,900	304,300
53	305,900	382,700	437,700	482,300	305,900
54	307,500	383,900	438,700	483,700	307,500
55	309,100	385,100	439,700	485,100	309,100
56	310,700	386,300	440,700	486,500	310,700
57	312,300	387,500	441,700	487,900	312,300
58	313,900	388,700	442,700	489,300	313,900
59	315,500	389,900	443,700	490,700	315,500
60	317,100	391,100	444,700	492,100	317,100
61	318,700	392,300	445,700	493,500	318,700
62	320,300	393,500	446,700	494,900	320,300
63	321,900		447,700	496,300	321,900
64	323,500		448,700	497,700	323,500
65	325,100			499,100	325,100
66	326,700			500,500	326,700
67	328,300			501,900	328,300
68	329,900			503,300	329,900
69	331,500			504,700	331,500
70	333,100			505,400	333,100
71	334,700			506,100	334,700
72	336,300			506,800	336,300
73	337,900			507,500	337,900
74	339,500			508,200	339,500
75	341,100			508,900	341,100
76	342,700			509,600	342,700
77	344,200			510,300	344,200
78	345,700			511,000	345,700
79	347,200			511,700	347,200
80	348,700			512,400	348,700
81				513,100	
82				513,800	
83				514,500	
84				515,200	
85				515,900	
86				516,600	
87				517,300	
88				518,000	
89				518,700	
90				519,400	
91				520,100	
92				520,800	
93				521,500	
94				522,200	
95				522,900	
96				523,600	
97				524,300	
98				525,000	
99				525,700	
100				526,400	
101				527,100	
102				527,800	
103				528,500	
104				529,200	
105				529,900	
106				530,600	
107				531,100	

108				531,600	
109				532,100	
110				532,600	
111				533,100	
112				533,600	
113				534,100	
114				534,600	
115				535,100	
116				535,600	
117				536,100	
118				536,600	
119				537,100	
120				537,600	
121				538,100	
122				538,600	
123				539,100	
124				539,600	
125				540,100	
126				540,600	
127				541,100	
128				541,600	
129				542,100	
130				542,600	
131				543,100	
132				543,600	
133				544,100	
134				544,600	
135				545,100	
136				545,600	
137				546,100	
138				546,600	
139				547,100	
140				547,600	
141				548,100	

備考) この表は、限定された勤務地域内において施策の企画立案、調整、調査研究その他これらに類する職務に従事する職員であって理事長が指定する者に適用する。

総合職Ⅲ俸給表

号俸	1 級	2 級 B	2 級 A	3 級
	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額
	円	円	円	円
1	157,200	224,800	280,300	286,900
2	159,600	227,700	283,300	290,400
3	162,000	230,600	286,300	293,900
4	164,400	233,500	289,300	297,400
5	166,800	236,400	292,300	300,900
6	169,200	239,300	295,300	304,400
7	171,600	242,200	298,300	307,900
8	174,000	245,100	301,300	311,400
9	176,400	248,000	304,300	314,900
10	178,800	250,900	307,300	318,400
11	181,200	253,400	310,300	321,900
12	183,600	255,900	313,300	325,400
13	186,000	258,400	316,300	328,900
14	188,400	260,900	319,300	332,400
15	190,800	263,400	322,300	335,900
16	193,200	265,900	325,300	339,400
17	195,600	268,400	327,400	342,200
18	198,000	270,900	329,500	345,000
19	200,400	273,400	331,600	347,800
20	202,800	275,900	333,700	350,600
21	205,200	278,400	335,800	353,400

22	207,600	280,900	337,900	356,200
23	209,900	283,400	340,000	359,000
24	212,200	285,900	342,100	361,800
25	214,500	288,400	343,800	364,600
26	216,800	290,900	345,500	367,400
27	219,100	293,400	347,200	370,200
28	221,400	295,800	348,900	373,000
29	223,700	298,200	350,600	375,800
30	226,000	300,600	352,300	377,900
31	228,300	302,700	354,000	380,000
32	230,600	304,800	355,700	382,100
33	232,900	306,900	357,400	384,200
34	235,200	309,000	359,100	386,300
35	237,400	311,100	360,800	388,400
36	239,600	313,200	362,500	390,500
37	241,800	315,300	364,200	392,600
38	244,000	317,400	365,900	394,700
39	246,200	319,500	367,600	396,800
40	248,400	321,600	369,300	398,900
41	249,900	323,700	371,000	401,000
42	251,400	325,800	372,700	403,100
43	252,900	326,800	374,400	405,200
44	254,400	327,800	376,100	407,300
45	255,900	328,800	377,000	409,400
46	257,400	329,800	377,900	411,500
47	258,900	330,800	378,800	413,600
48	260,400	331,800	379,700	415,700
49	261,900	332,800	380,600	417,800
50	263,400	333,800	381,500	419,000
51	264,900	334,800	382,400	420,200
52	266,400	335,800	383,300	421,400
53	267,900	336,800	384,200	422,600
54	269,400	337,800	385,100	423,800
55	270,900	338,800	386,000	425,000
56	272,400	339,800	386,900	426,200
57	273,900	340,800	387,800	427,400
58	275,400	341,800	388,700	428,600
59	276,900	342,800	389,600	429,800
60	278,400	343,800	390,500	431,000
61	279,900	344,800	391,400	432,200
62	281,400	345,800	392,300	433,400
63	282,900		393,200	434,600
64	284,400		394,100	435,800
65	285,900			437,000
66	287,400			438,200
67	288,900			439,400
68	290,400			440,600
69	291,900			441,800
70	293,400			442,400
71	294,900			443,000
72	296,400			443,600
73	297,900			444,200
74	299,400			444,800
75	300,900			445,400
76	302,400			446,000
77	303,900			446,600
78	305,400			447,200
79	306,900			447,800
80	308,400			448,400
81				449,000
82				449,600
83				450,200
84				450,800
85				451,400
86				452,000

87			452,600
88			453,200
89			453,800
90			454,400
91			455,000
92			455,600
93			456,200
94			456,800
95			457,400
96			458,000
97			458,600
98			459,200
99			459,800
100			460,400
101			461,000
102			461,600
103			462,200
104			462,800
105			463,400
106			464,000
107			464,500
108			465,000
109			465,500
110			466,000
111			466,500
112			467,000
113			467,500
114			468,000
115			468,500
116			469,000
117			469,500
118			470,000
119			470,500
120			471,000
121			471,500
122			472,000
123			472,500
124			473,000
125			473,500
126			474,000
127			474,500
128			475,000
129			475,500
130			476,000
131			476,500
132			477,000
133			477,500
134			478,000
135			478,500
136			479,000
137			479,500
138			480,000
139			480,500
140			481,000
141			481,500

備考) この表は、限定された勤務地域内において施策の企画立案、調整、調査研究その他これらに類する職務に従事する職員に適用する。

専門技術職俸給表

号俸	1級	2級	3級	4級
	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額
	円	円	円	円
1	168,100	225,400	326,500	510,400
2	171,200	228,800	331,000	514,400
3	174,300	232,200	335,500	518,400
4	177,400	235,600	340,000	522,400
5	180,500	239,000	344,500	526,400
6	183,600	242,400	349,000	530,400
7	186,700	245,800	353,500	534,400
8	189,800	249,200	358,000	538,400
9	192,900	252,600	362,500	542,400
10	196,000	256,000	366,500	545,900
11	199,100	259,400	370,500	549,400
12	202,200	262,800	374,500	552,900
13	205,100	266,200	378,500	556,400
14	208,000	269,600	382,500	559,900
15	210,900	273,000	386,500	563,400
16	213,800	276,400	390,500	566,900
17	216,700	279,800	394,500	570,400
18	219,600	283,200	398,000	573,900
19	222,500	286,600	401,500	577,400
20	225,400	290,000	405,000	580,900
21	228,300	293,400	408,500	584,400
22	231,200	296,800	412,000	587,900
23	234,100	300,200	415,500	591,400
24	237,000	303,600	419,000	594,900
25	239,900	307,000	422,500	598,400
26	242,800	310,500	426,000	600,900
27	245,700	314,000	429,500	603,400
28	248,600	317,500	433,000	605,900
29	251,500	321,000	436,500	608,400
30	254,400	324,500	440,000	610,900
31	257,300	328,000	443,500	613,400
32	260,200	331,500	447,000	615,900
33	263,100	335,000	450,500	618,400
34	266,000	338,500	453,000	620,900
35	268,900	342,000	455,500	623,400
36	271,800	345,500	458,000	625,900
37	274,700	348,900	460,500	628,400
38	277,600	352,300	463,000	630,900
39	280,500	355,700	465,500	633,400
40	283,400	359,100	468,000	635,900
41	286,300	362,500	470,500	638,400
42	289,200	365,000	473,000	640,900
43	292,100	367,500	475,500	643,400
44	295,000	370,000	478,000	645,900
45	297,000	372,500	480,500	648,400
46	299,000	375,000	483,000	649,900
47	301,000	377,500	485,500	651,400
48	303,000	380,000	488,000	652,900
49	305,000	382,500	490,500	654,400
50	307,000	385,000	492,500	655,900
51	309,000	387,500	494,500	657,400
52	311,000	390,000	496,500	658,900
53	313,000	392,500	498,500	660,400
54	315,000	395,000	500,500	661,900
55	317,000	397,500	502,500	663,400
56	319,000	400,000	504,500	664,900
57	321,000	402,500	506,500	666,400
58	323,000	404,500	508,000	667,400
59	325,000	406,500	509,500	668,400

60	327,000	408,500	511,000	669,400
61	329,000	410,500	512,500	670,400
62	331,000	412,500	514,000	671,400
63	333,000	414,500	515,500	672,400
64	335,000	416,500	517,000	673,400
65	337,000	418,500	518,500	674,400
66	339,000	420,500	520,000	675,400
67	341,000	422,500	521,500	676,400
68	342,900	424,500	523,000	677,400
69	344,800	426,500	524,500	678,400
70	346,700	428,000	526,000	679,400
71	348,600	429,500	527,500	680,400
72	350,500	431,000	529,000	681,400
73		432,500	530,500	682,400
74		434,000	531,500	683,400
75		435,500	532,500	684,400
76		437,000	533,500	685,400
77		438,500	534,500	686,200
78		440,000	535,500	687,000
79		441,500	536,500	687,800
80		443,000	537,500	688,600
81		444,500	538,500	689,400
82		446,000	539,500	
83		447,500	540,500	
84		449,000	541,500	
85		450,500	542,500	
86			543,500	
87			544,500	
88			545,500	
89			546,500	
90			547,500	
91			548,500	
92			549,500	
93			550,500	

備考) この表は、馬の装蹄、乗馬の指導、競馬場の馬場等の施設の維持管理その他の専門的な知識、技術等を必要とする職務に従事する職員に適用する。

一般事務技術職俸給表

号俸	1 級	2 級 B	2 級 A
	本俸月額	本俸月額	本俸月額
	円	円	円
1	141,000	196,600	258,000
2	142,400	198,200	259,400
3	143,800	199,800	260,800
4	145,200	201,400	262,200
5	146,600	203,000	263,600
6	148,000	204,600	265,000
7	149,400	206,200	266,400
8	150,800	207,800	267,800
9	152,200	209,400	269,200
10	153,600	211,000	270,600
11	155,000	212,600	272,000
12	156,400	214,200	273,400
13	157,800	215,800	274,800
14	159,200	217,400	276,200
15	160,600	219,000	277,600
16	162,000	220,600	279,000
17	163,400	222,200	280,400
18	164,800	223,800	281,800
19	166,200	225,400	283,200
20	167,600	227,000	284,600

21	169,000	228,600	286,000
22	170,400	230,000	287,400
23	171,800	231,400	288,800
24	173,200	232,800	290,200
25	174,600	234,200	291,600
26	176,000	235,600	293,000
27	177,400	237,000	294,200
28	178,800	238,400	295,400
29	180,200	239,800	296,600
30	181,600	241,200	297,800
31	183,000	242,600	299,000
32	184,400	244,000	300,200
33	185,800	245,400	301,400
34	187,200	246,800	302,600
35	188,600	248,200	303,800
36	190,000	249,600	305,000
37	191,400	251,000	306,200
38	192,800	252,400	307,400
39	194,100	253,800	308,600
40	195,400	255,200	309,800
41	196,400	256,600	311,000
42	197,400	257,600	311,800
43	198,400	258,600	312,600
44	199,400	259,600	313,400
45	200,400	260,600	314,200
46	201,400	261,600	315,000
47	202,400	262,600	315,800
48	203,400	263,600	316,600
49	204,400	264,600	317,400
50	205,400	265,600	318,200
51	206,400	266,600	319,000
52	207,400	267,600	319,800
53	208,400	268,600	320,600
54	209,400	269,600	321,400
55	210,400	270,600	322,200
56	211,400	271,600	323,000
57	212,400	272,600	323,800
58	213,400	273,600	324,600
59	214,400	274,600	325,000
60	215,400	275,600	325,400
61	216,400	276,600	325,800
62	217,400	277,200	326,200
63	218,400	277,800	326,600
64	219,400	278,400	327,000
65	220,400	279,000	327,400
66	221,400	279,600	327,800
67	222,400	280,200	328,200
68	223,400	280,800	328,600
69	224,400	281,400	329,000
70	225,400	282,000	329,400
71	226,400	282,600	
72	227,400	283,200	
73	228,400	283,800	
74	229,400	284,400	
75	230,400	285,000	
76	231,400	285,600	
77	232,400	286,200	
78	233,300	286,800	
79	234,200	287,400	
80	235,100	288,000	
81	235,700	288,600	
82	236,300	288,900	
83	236,900	289,200	
84	237,500	289,500	
85	238,100	289,800	

86	238,700	290,100	
87	239,300		
88	239,900		
89	240,500		
90	241,100		
91	241,700		
92	242,300		
93	242,900		
94	243,500		
95	244,100		
96	244,700		
97	245,300		
98	245,900		
99	246,500		
100	247,100		
101	247,700		
102	248,300		
103	248,900		
104	249,500		
105	250,100		
106	250,700		
107	251,300		
108	251,900		
109	252,500		
110	253,100		
111	253,700		
112	254,300		
113	254,900		
114	255,500		
115	256,100		
116	256,700		
117	257,300		
118	257,900		
119	258,500		
120	259,100		
121	259,400		
122	259,700		
123	260,000		
124	260,300		
125	260,600		
126	260,900		
127	261,200		
128	261,500		
129	261,800		
130	262,100		
131	262,400		
132	262,700		
133	263,000		
134	263,300		
135	263,600		

備考) この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。

指定職俸給表

	1 級	2 級
本俸月額	円 746,000	円 770,000

備考) この表は、本部の部長、附属機関の長、競馬場長その他の理事長が指定する職にある職員に適用する。

(2) 諸手当

諸手当は、国内勤務者にあつては、家族手当、住居手当、時間外勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、役付手当、管理専門職臨時緊急勤務手当、特別調整手当、特別都市手当、単身赴任手当、寒冷地手当、特別手当及び業績加給とし、外国勤務者にあつては、在勤手当、家族手当、特別手当及び業績加給とする。

ア 家族手当

家族手当は、扶養親族を有する者に支給する。ただし、役割加算手当の支給を受ける管理職には支給しない。

扶養親族の区分	支給月額
配偶者	17,000 円。ただし、在勤手当（配偶者手当）の支給を受ける外国勤務者には支給しない。
その他の扶養親族	1人につき 5,500 円（配偶者がいない場合の扶養親族 1 人目については 11,000 円）。満15歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満22歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にある子については、1人につき 5,000 円を加算

イ 住居手当

住居手当は、舎宅以外の借家・借間に居住し家賃を支払っている者及び自家に居住する者に支給する。

区分	支給月額
借家・借間	30,500 円を限度として現に支払った実費
自家	16,000円を限度として持分割合に応じて定める額

ウ 時間外勤務手当

- ① 管理職以外の職員が所定の勤務時間外に勤務したときには、1時間につき通常の労働時間の賃金の100分の125相当額を支給する。
- ② 管理職以外の職員が休日に勤務したときには、1時間につき通常の労働時間の賃金の100分の135相当額（12月29日から翌年の1月3日までの午前5時から午後10時までに勤務した場合は、100分の150相当額）を支給する。
- ③ 管理職以外の職員について、法定時間外勤務が1月につき60時間を超えた場合は、①及び②にかかわらず、その超えた1時間につき通常の労働時間の賃金の100分の150相当額を支給する。
- ④ 深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に勤務した者には、1時間につき通常の労働時間の賃金の100分の25相当額を支給する。

エ 宿日直手当

宿日直手当は、宿直又は日直の勤務 1 回につき 7,000 円（12月29日から翌年の1月3日までに勤務した場合は、11,900 円）を支給する。

オ 特殊勤務手当

特殊勤務手当は、著しく危険又は特殊な勤務に従事した場合に支給する。

区分	支給日額
著しく危険又は特殊な馬取扱業務に従事したとき	800 円～1,000 円（同一日に放射線取扱業務に従事した場合は 100 円を加算）。ただし、管理職及び特別調整手当（勤務地に係るものを除く。）の支給を受ける者には、支給しない。
家畜伝染病に係る処理作業に従事したとき 有害物を使用した実験・研究・診療等に従事したとき 馬の装削蹄業務に従事したとき 高所高圧作業に従事したとき 育成馬購買のための幼駒の採血・臨床検査に従事したとき	600 円～800 円。ただし、管理職及び特別調整手当（勤務地に係るものを除く。）の支給を受ける者には、支給しない。
放射線取扱業務に従事したとき 負傷した騎手等を救急搬送したとき	800 円
所定の勤務時間を延長されて競馬開催業務に従事したとき	4,000 円（競走馬の整馬作業、検体採取作業に従事した場合、宿泊を伴う調整ルーム業務に執務した場合等にはそれぞれ 500 円～3,500 円を加算）
所定の勤務時間を変更されて勝馬投票券の発売業務に従事したとき	2,200 円
馬の輸送業務に従事したとき	輸送距離に応じて 2,000 円～8,000 円

カ 役付手当

役付手当は役割加算手当及び専門技術役付手当とし、役職に応じて管理職（指定職及び各俸給表の4級以上の者）に支給する。役割加算手当は役割手当及び役職手当とする。

- ① 役割手当の月額、その職の役割の重要性に応じて76,000円～193,125円とする。
- ② 役職手当の月額は、40,000円とする。
- ③ 専門技術役付手当の月額は、本俸の月額及び業績加給の月額の合計額の100分の14に相当する額とする。

キ 管理専門職臨時緊急勤務手当

管理専門職臨時緊急勤務手当は、臨時又は緊急の必要により休日に勤務した役割加算手当の支給を受ける管理職に、理事長が特に必要と認めた場合に限り支給する。

職員の区分	支給日額
総合職Ⅰ俸給表4級又は総合職Ⅱ俸給表4級の職にある職員	10,000円（勤務に従事した時間が6時間を超える場合は15,000円）
総合職Ⅰ俸給表5級の職にある職員	12,000円（勤務に従事した時間が6時間を超える場合は18,000円）
指定職俸給表の適用を受ける職員	16,000円（勤務に従事した時間が6時間を超える場合は24,000円）

ク 特別調整手当

特別調整手当は、職務の複雑・困難の度又は勤務条件が同じ職務の級に属する他の職員に比して著しく特殊な者に支給する。

区分	支給月額
裁決・ハンデキャップ・発走・決勝審判の事務、馬の研究・診療・装蹄業務、競馬学校生徒の実技教育に従事する職員	本俸月額の100分の8相当額以内。ただし、管理職には支給しない。
日高育成牧場に勤務する職員	本俸、家族手当、役付手当及び業績加給の月額の合計額の100分の1相当額。ただし、役割加算手当の支給を受ける管理職には支給しない。

ケ 特別都市手当

特別都市手当は、次の地域に在勤する者に支給する。ただし、役割加算手当の支給を受ける管理職には支給しない。

地域	支給月額	
	総合職Ⅰ俸給表、総合職Ⅱ俸給表及び専門技術職俸給表適用者	総合職Ⅲ俸給表及び一般事務技術職俸給表適用者
東京都特別区	本俸、家族手当、役付手当及び業績加給の月額合計額の100分の6相当額	本俸、家族手当及び業績加給の月額合計額の100分の20相当額
神奈川県横浜市、大阪府大阪市	本俸、家族手当、役付手当及び業績加給の月額合計額の100分の5相当額	本俸、家族手当及び業績加給の月額合計額の100分の16相当額
千葉県船橋市、東京都立川市・府中市・西東京市、愛知県名古屋市・豊明市、京都府京都市、兵庫県神戸市・宝塚市	本俸、家族手当、役付手当及び業績加給の月額合計額の100分の4相当額	本俸、家族手当及び業績加給の月額合計額の100分の14相当額
茨城県稲敷郡美浦村、千葉県白井市、滋賀県栗東市、広島県広島市、福岡県福岡市	本俸、家族手当、役付手当及び業績加給の月額合計額の100分の2相当額	本俸、家族手当及び業績加給の月額合計額の100分の9相当額
北海道札幌市、栃木県宇都宮市・下野市、群馬県高崎市、新潟県新潟市、静岡県浜松市、兵庫県姫路市・三木市、香川県高松市、福岡県北九州市	本俸、家族手当、役付手当及び業績加給の月額合計額の100分の1相当額	本俸、家族手当及び業績加給の月額合計額の100分の4相当額

コ 単身赴任手当

単身赴任手当は、勤務地を異にする配置換等に伴い、やむを得ない事情により単身生活となった者に対し、1月につき勤務場所と配偶者等の住居間の往復交通費相当額及び35,000円を支給する。

サ 寒冷地手当

寒冷地手当は、次の地域に在勤する者に対して10月に支給する。

地域	支給年額		
	世帯主		世帯主以外
	扶養親族有	扶養親族無	
北海道	159,900円	93,700円	57,200円
青森県、岩手県、秋田県	117,700円	68,900円	46,200円
福島県西白河郡	89,600円	52,000円	34,800円

シ 特別手当

特別手当は、6月から11月まで及び12月から翌年5月までの各期における勤務実績に応じて、それぞれ12月及び翌年6月に支給する。支給条件はその都度定める。

ス 業績加給

業績加給は、月額2,500円を支給する。

セ 在勤手当

在勤手当は、在勤基本手当、住宅手当、配偶者手当及び子女教育手当とし、勤務地及び家族状況等に応じて外国勤務者に支給する。

- ① 在勤基本手当は、外国勤務者の勤務地に応じて、1月につき、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和49年政令第179号。以下「政令」という。）に規定する額の100分の80相当額を支給する。
- ② 住宅手当は、外国勤務者が居住する住宅の家賃額に応じて、1月につき、政令に規定する限度額の100分の80相当額を限度として支給する。
- ③ 配偶者手当は、配偶者を伴う外国勤務者に対し、1月につき、在勤基本手当の100分の20相当額を支給する。
- ④ 子女教育手当は、外国で学校教育等を受ける年少子女を有する外国勤務者に対し、年少子女1人につき月額18,000円を支給する。ただし、授業料等の必要経費に応じて、1人につき月額54,000円を限度として加算することがある。

(3) 満55歳以上の職員の給与

職員（指定職俸給表の適用を受ける者を除く。）が満55歳（一部の職員については満57歳）に達した日後における最初の4月1日以後、本俸月額額の100分の10相当額以内の額を減額して給与を支給する。当該職員の諸手当の支給額等は、その者の本俸月額等から減額分を控除した額を基に計算する。

2 退職手当

退職手当は、職員が1年以上在職した後退職したとき又は在職中死亡したときに、退職時又は死亡時の本俸に、在職期間に応じた支給率を乗じて算出した額を支給する。なお、退職事由により退職手当を加算し、又は在職中特に顕著な功労があった者に特別退職手当を支給することがある。ただし、在職中に非違行為による免職事由に該当する行為があった者に対しては、退職手当の全部又は一部を支給しないことがある。

在職期間 (年)	支 給 率	在職期間 (年)	支 給 率
1	0.8	20	27.60
2	1.68	21	29.37
3	2.64	22	31.14
4	3.68	23	32.92
5	4.80	24	34.70
6	6.00	25	36.48
7	7.28	26	38.26
8	8.64	27	40.04
9	10.08	28	41.82
10	11.60	29	42.66
11	13.20	30	43.50
12	14.80	31	44.34
13	16.40	32	45.18
14	18.00	33	46.02
15	19.60	34	46.86
16	21.20	35	47.70
17	22.80	36	48.53
18	24.40	37	49.36
19	26.00	38以上	50.19

備考)

- 1 在職期間38年未満で、在職期間の計算において1年未満の端数がある場合におけるその在職期間に対する支給率は、当該年数における支給率に当該年数の直近上位の年数における支給率から当該年数における支給率を控除した率を12で除して、これに端数月の月数を乗じた率を加えて得た率とする。
- 2 在職期間1年未満で、その退職が死亡による場合のその者に対する支給率は0.8とする。